

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

1. これまでの策定経過等

滋賀県では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）第7条に基づき、都道府県の廃棄物処理計画及び国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下、「PCB廃棄物処理基本計画」という。）に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画として平成17年11月に「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を定めています。

一方、PCB廃棄物の処理の進捗状況を踏まえ、平成24年12月にPCB特別措置法施行令が改正され、処理期限が延長されるとともに、平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたことを受け、滋賀県PCB廃棄物処理計画を変更することとし、審議会や市町、関係者等の意見を聴きつつ見直し作業を進め、変更にかかる案について作成しました。

この滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更（案）について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次のとおり公表するとともに、県民の皆さまからの御意見を募集します。

(1) 環境・農水常任委員会

平成27年10月6日 骨子案について県議会常任委員会で報告

(2) 環境審議会

平成27年9月8日 骨子案について県環境審議会に報告

平成27年11月20日 案案について県環境審議会に報告

(3) 市町、関係者等の意見聴取

平成27年11月26日 案案について市町・関係団体へ意見照会

平成27年12月3日 案案について庁内へ意見照会

2. 今後の予定

平成28年1月25日 案について県議会常任委員会で報告

1月末～2月末 県民政策コメントの実施

市町・関係団体等へ意見照会

3月 県民政策コメントの実施結果について県議会常任委員会で報告
滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更および公表

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(変更)案の概要

第1章 計画策定の背景と目的

- 1 計画策定の背景 PCB^{※1}の使用と禁止、PCB特措法、微量PCB判明、JESCO^{※2}での広域処理開始までの経緯
- 2 計画の目的 県内PCB廃棄物の確実・適正な処理
計画期間 平成38年度末まで

第2章 PCB廃棄物の現状および処分見込量

PCB含有機器の廃棄物保管状況、使用状況等(H26年度末)

第3章 PCB廃棄物の処理体制

1. PCB廃棄物処理体制

①拠点的広域処理施設:JESCOによる処理と処理期限

施設名	所在地	処理対象	事業の時期	
			計画的処理完了期限 ^{※3}	事業終了準備期間 ^{※4}
大阪PCB 処理事業所	大阪市	高圧コンデンサ ・トランス等	H34. 3. 31	H34. 4. 1~
	此花区			H37. 3. 31
北九州PCB 処理事業所	北九州市	安定器等 ・汚染物	H34. 3. 31	H34. 4. 1~ H36. 3. 31

②無害化処理認定施設、許可業者:低濃度PCBの処理

2 PCB廃棄物の収集運搬体制

・ガイドラインやJESCOへの搬入措置に従った運搬

3 保管事業者の処理に対する支援体制

・PCB廃棄物処理基金による補助制度

第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

1 県および大津市の役割

- ・掘り起こし調査
未処理のPCB含有の使用機器等を網羅的に把握
- ・保管事業者等の監視指導
- ・自らの率先した処理
計画的に自らのPCB廃棄物を処理
- ・関係機関との連携、協力
関係自治体等との連携やJESCO立地の地元の理解・協力を得るための取組を推進

2 市町の役割

- ・住民の理解を深めるよう努める、自らの計画的な処理

3 保管事業者等の役割

- ・早期処理完了に向けた協力等

4 収集運搬を行う者の役割

- ・JESCOへの搬入措置に従った運搬等

5 その他関係者の役割

- ・PCB製造事業者等の協力

第5章 その他重要な事項

PCB含有の家電製品の処理、緊急時の対応等

※1 PCB:ポリ塩化ビフェニル

※2 JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

※3 計画的処理完了期限:保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限

※4 事業終了準備期間:今後新たに発生する廃棄物や処理が容易ではない機器、事業終了のための準備を行うための期間

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(案)

～PCB廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成 年 月

滋 賀 県

「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

第1章 計画策定の背景と目的-----p 1

- 1 計画策定の背景
 - (1) ポリ塩化ビフェニルの歴史
- 2 計画の目的および期間
 - (1) 計画の目的
 - (2) 計画の期間

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量-----p 3

- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況
- 2 ポリ塩化ビフェニル含有機器の使用状況
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分見込量

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制-----p 9

- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制
 - (1) 拠点的広域処理施設による処理
 - (2) 無害化処理認定施設および都道府県知事等の許可業者による処理
- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬体制
- 3 保管事業者の処理に対する支援体制

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策-----p12

- 1 県および大津市の役割
 - (1) 掘り起こし調査によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等の把握
 - (2) 適正処理推進に向けた監視、指導等
 - (3) 計画的な処理および搬入を行うための調整
 - (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の率先した処理
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 県民、事業者等の理解を得るための取り組み
 - (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成
- 2 市町の役割
- 3 保管事業者等の役割
- 4 収集運搬を行う者の役割
- 5 その他関係者の役割

第5章 その他の重要な事項-----p16

- 1 ポリ塩化ビフェニル含有機器を使用している家電製品の処理
- 2 緊急時の対応
- 3 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の見直し

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）は、化学的に安定で、電気絶縁性が高い等の性質を有することから、世界的に普及し、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油や、熱媒体、感圧紙（いわゆるノーカーボン紙）等幅広い分野で用いられてきた。

しかし、昭和41年以降世界各地でPCBによる汚染が問題となり、国内においては、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が発生し、PCBによる毒性が問題となった。

このような状況を踏まえ、国内では昭和47年以降PCBの製造が中止され、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の制定により、昭和49年からは製造、輸入および使用が原則禁止となった。一方、国際的には、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「POPs条約」という。）」が採択され、我が国においても平成15年8月に加入している。この条約では、PCBに関し平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

その後、国は国内におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を図るため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特措法」という。）」を制定した。PCB特措法では、期限内のPCB廃棄物の適正な処理や、PCB廃棄物の保管および処分状況の届出の義務等が定められている。

また、国はPCB特措法に基づき「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「PCB廃棄物処理基本計画」という。）」を策定するとともに、日本環境安全事業株式会社（現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下、「JESCO」という。）を活用した全国5か所における拠点的広域処理施設を整備するなど、PCB廃棄物の処理に関する体制を整備してきた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPC

Bに汚染された廃棄物が追加された。

これらのことから、国では平成24年12月にPCB特措法施行令を改正し、処分期限を平成39年3月31日とした他、平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、地域ごとにPCB廃棄物を一括して処理できる広域処理施設（以下、「拠点的広域処理施設」という。）の処理能力を相互に活用し、処理期限を延長すること等とした。

2 計画の目的および期間

(1) 計画の目的

「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「滋賀県PCB廃棄物処理計画」という。）」は、PCB特措法第6条第1項の規定に基づき国が定めたPCB廃棄物処理基本計画および廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき県が定めた「滋賀県廃棄物処理計画」に即して、PCB特措法第7条第1項の規定に基づき策定するもので、滋賀県内におけるPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施し、その確実かつ適正な処理を図ることを目的とする。

なお、滋賀県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係は、図-1のとおりである。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成 年 月 日から、PCB廃棄物の処理期限である平成38年度末までとする。

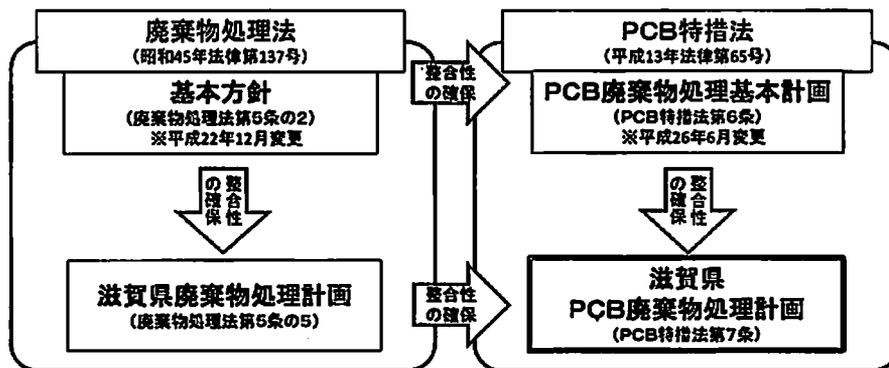


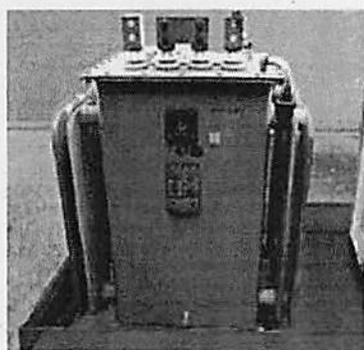
図-1 滋賀県PCB廃棄物処理計画および他計画との関係

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

PCB特措法では、PCB廃棄物とは「PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。具体的には、PCB廃油だけでなく、PCBを含有する絶縁油を封入しているトランスやコンデンサなどの電気機器、PCB油が付着した金属容器や染み込んだウエス（ぼろ布）、微量のPCBに汚染されたトランスやコンデンサ等の廃棄物などがPCB廃棄物に該当し、これらPCB廃棄物を保管する事業者等は、平成13年度から、毎年度、その保管状況等を都道府県知事等に届け出ることが義務づけられている。

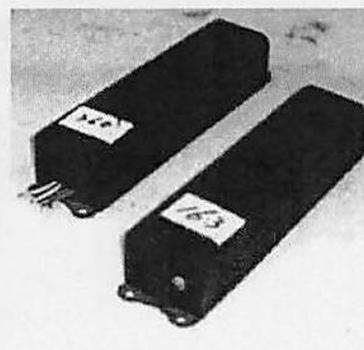
滋賀県では、PCB特措法の施行に併せ、これまでに実施されている旧通商産業省および旧財団法人電気絶縁物処理協会等によるPCBを含むトランスやコンデンサなどの電気機器の使用の実態把握および旧厚生省によるPCB廃棄物の保管状況調査に基づくデータを基本に、市町からの情報提供も受け、また、現地での聞き込み調査および追跡調査等を行い、PCB廃棄物のより正確な保管状況の把握に努めてきた。その結果、滋賀県内におけるPCB特措法第8条の規定に基づき届出された平成27年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量は、表-1-1および表-1-2のとおりである。



高圧トランス



高圧コンデンサ



安定器

図-2 PCB廃棄物の種類例

表-1-1 高濃度PCB廃棄物の保管状況

H27.3.31 現在

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量
高圧トランス	6	10 台
高圧コンデンサ	149	526 台
低圧トランス	1	3 台
低圧コンデンサ	56	9,277 台
安定器	214	109,379 台
PCB	10	30 kg
PCBを含む油	5	728 kg
感圧複写紙	6	9,257 kg
ウエス	20	305 kg
汚泥	1	185 kg
その他の機器等	31	78 台

- 注) 1 ドラム缶等の容器に保管されている場合など、台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
- 2 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ=1kgとして換算している。また安定器で重量で計上されているものについては、1個=2.5kgとして換算している。
- 3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。
- 4 高濃度PCB廃棄物とは、低濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物のことをいう。

表-1-2 低濃度PCB廃棄物の保管状況

H27.3.31 現在

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量
高圧トランス	157	583 台
高圧コンデンサ	53	118 台
低圧トランス	8	22 台
低圧コンデンサ	14	375 台
柱上トランス	1	1 台
PCBを含む油	57	31,252 kg
ウエス	42	21,705 kg
汚泥	3	492 kg
その他の機器等	135	10,825 台

- 注) 1 ドラム缶等の容器に保管されている場合など、台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
 2 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ=1kgとして換算している。
 3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。
 4 低濃度PCB廃棄物とは、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサの電気機器等であって、微量のPCBによって汚染された絶縁油に由来する物(微量PCB汚染廃電気機器等)や、PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物(微量PCB汚染廃電気機器等を除く)のことをいう。

2 ポリ塩化ビフェニル含有機器の使用状況

PCBは、昭和49年に使用が原則禁止になったが、電路^{*1}として使用されていた電気工作物および試験研究に用いる場合に限り、その使用が認められている。

使用中のPCBも将来的には廃棄物となるため、PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業場が、現にPCBを含有する製品を使用している場合には、その使用状況についても、保管状況と併せて届出することとされている。

滋賀県(大津市の区域内にあつては、大津市^{*2}。以下、「県市」という。)としては、これに加え、PCB廃棄物を保管していないものの、現にPCBを含有する製品を使用している事業者についても、使用状況について届出するよう協力を求めているところである。

さらに、電気事業法においては、PCB含有電気工作物を使用している事業者は、当該工作物の使用状況について、設置場所を所轄する産業保安監督部長に報告することが義務づけられていることから、県市では、中部近畿産業保安監督部

近畿支部から、この報告に関する情報提供を得て、PCB特措法に基づく届出内容とをあわせて、実態把握に努めている。

その結果、滋賀県内における平成27年3月31日現在のPCB含有機器の種類別の使用量は、表-2-1および表-2-2のとおりである。

※1 電路とは、普通の使用状態で電気が通じているところをいう。

※2 大津市はPCB特措法第19条第1項の政令で定める市に該当し、同法に規定する都道府県知事の権限に属する事務の処理を行うこととされている。

表-2-1 高濃度PCB含有機器の使用状況

H27.3.31 現在

廃棄物の種類	使用事業場数	使用量
高圧トランス	0	0 台
高圧コンデンサ	9	76 台
低圧トランス	0	0 台
低圧コンデンサ	0	0 台
安定器	6	547 台
PCB	0	0 kg
PCBを含む油	0	0 kg
感圧複写紙	0	0 kg
ウエス	0	0 kg
汚泥	0	0 kg
その他の機器等	0	0 台

- 注) 1 台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
 2 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ=1kgとして換算している。また安定器で重量で計上されているものについては、1個=2.5kgとして換算している。
 3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。
 4 当集計はPCB特措法第8条に基づく届出から集計したものである。

表-2-2 低濃度PCB含有機器の使用状況

H27.3.31 現在

廃棄物の種類	使用事業場数	使用量
高圧トランス	67	208 台
高圧コンデンサ	6	35 台
低圧トランス	2	6 台
低圧コンデンサ	1	132 台
柱上トランス	1	75 台
PCBを含む油	3	105 kg
ウエス	0	0 kg
汚 泥	0	0 kg
その他の機器等	20	50 台

- 注) 1 台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
 2 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ=1kgとして換算している。
 3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。
 4 当集計はPCB特措法第8条に基づく届出から集計したものである。また柱上トランスにおいては、関西電力株式会社全社で約8,000台が存在する。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分見込量

PCB廃棄物の処分見込量は、表-1に掲げたPCB廃棄物の保管量と表-2に掲げたPCB含有機器の使用量の合算した量となり、PCB廃棄物の種類ごとの処分見込量としては、表-3-1および表-3-2のとおりである。

表-3-1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量

H27.3.31 現在

廃棄物の種類	処分見込量	廃棄物の種類	処分見込量
高圧トランス	10 台	PCBを含む油	728 kg
高圧コンデンサ	602 台	感圧複写紙	9,257 kg
低圧トランス	3 台	ウエス	305 kg
低圧コンデンサ	9,277 台	汚 泥	185 kg
安 定 器	109,926 台	その他の機器等	78 台
PCB	30 kg		

- 注) 1 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ=1kgとして換算している。
 また安定器で重量で計上されているものについては、1個=2.5kgとして換算している。
 2 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。

表-3-2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量

H27.3.31 現在

廃棄物の種類	処分見込量	廃棄物の種類	処分見込量
高圧トランス	791 台	PCBを含む油	31,357 kg
高圧コンデンサ	153 台	ウエス	21,705 kg
低圧トランス	28 台	汚 泥	492 kg
低圧コンデンサ	507 台	その他の機器等	10,875 台
柱上トランス	76 台		

- 注) 1 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ=1kgとして換算している。
 2 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制

(1) 拠点的広域処理施設による処理

PCB廃棄物のうち、高圧トランスや高圧コンデンサ、安定器等の処理については、国がJESCOを活用し、拠点的広域処理施設の整備を図っており、全国5か所にPCB廃棄物処理施設が設置されている。これらの拠点的広域処理施設における処理については、計画的かつ早期に処理が行われるよう、それぞれの能力を最大限活用し、各事業対象地域の枠を超えた処理体制が整備されている。県内で保管しているPCB廃棄物を処理する施設について、その概要を表-4に示す。

表-4 県内で保管しているPCB廃棄物の処理施設

施設名	所在地	処理対象	処理能力	事業の時期	
				計画的処理 完了期限	事業終了 準備期間
大阪PCB処理 事業所	大阪市此花区梅町 1丁目	高圧コンデンサ ・トランス等	2.0トン/日 (PCB分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日 から平成37年3月 31日
北九州PCB処理 事業所	北九州市若松区 響町1丁目	安定器等・汚染物	10.4トン/日 (安定器等・汚染 物量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日 から平成36年3月 31日

※ 計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限。

事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や処理が容易ではない機器、事業終了のための準備を行うための期間。

(2) 無害化処理認定施設および都道府県知事等の許可業者による処理

低濃度PCB廃棄物については、平成21年度以降、廃棄物処理法に基づき環境大臣が認可する無害化処理認定施設や、同法に基づき都道府県市が許可する特別管理産業廃棄物の処理施設による処理体制の確保が行われており、平成27年12月28日現在では、全国で29事業者が認定あるいは許可を受けている。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬体制

PCB廃棄物を適正に処理していくためには、処理施設の整備とともに、PCB廃棄物の各保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要である。

また、PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があり、等々を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

PCB廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物処理法に規定するPCB廃棄物の収集運搬に係る基準、国が策定するPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインおよび低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等」という。）等に従って、適正に収集運搬を行う必要がある。

さらに、拠点的広域処理施設への搬入においては、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置された近畿ブロック広域処理部会（以下、「近畿ブロック広域処理部会」という。）や、北九州PCB処理事業所における処理対象地域の都府県、PCB特措法第19条第1項の政令で定める市、およびJESCOで構成する広域協議会（以下、「（仮称）西日本広域調整協議会」という。）において決定された事項や各関係自治体のPCB廃棄物処理計画に定める事項にも従う必要がある。

県市としては、これらの事項に基づき安全かつ適正な収集運搬が行われるよう、指導啓発活動を行うとともに、必要に応じて収集運搬を行う者に対する収集運搬中の漏洩防止のための立入調査等を実施するほか、PCB保管事業者やJESCO等の処分業者とも連携・調整を図りながら、効率的で確実かつ適正なPCB廃棄物の収集運搬が行われるよう努めるものとする。

3 保管事業者の処理に対する支援体制

PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、PCB廃棄物は長期間にわたって適正に処理する方がなかつたため、保管事業者は長期間の保管という負担を強いられてきた歴史があった。特に中小企業者を取り巻く最近の経済情勢は厳しいものがあり、中には倒産・廃業や事業転換を余儀なくされる者も少なくなく、現在保管されているPCB廃棄物の速やかな処理が急務になっている。

このような状況に鑑み、国および都道府県は、PCB廃棄物処理基金に拠出し、中小企業者や零細事業者がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を補助することとしている。今後も、保管されているPCB廃棄物の適正処理が促進できるよう、県は継続して基金に資金を拠出していくこととしている。

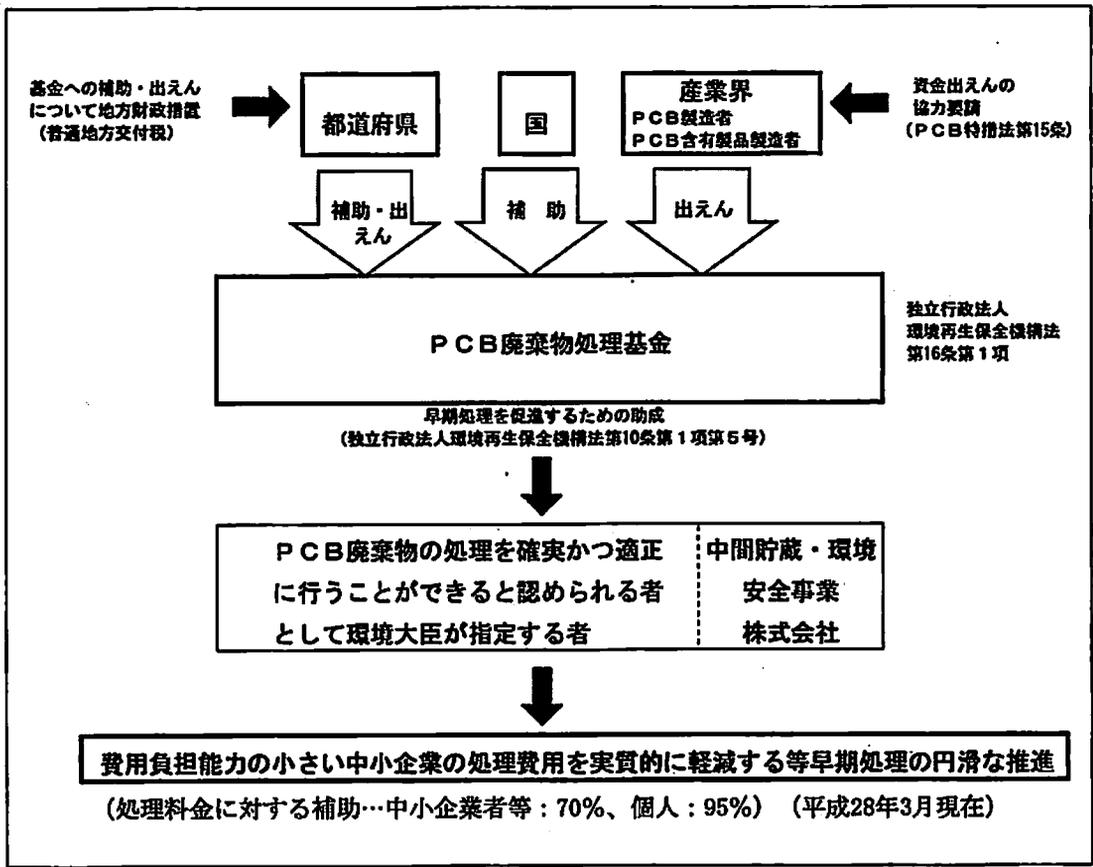


図-3 PCB廃棄物処理基金の仕組み

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策

PCB廃棄物の適正処理に当たっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたこと、拠点的広域処理施設による計画的な処理が図られていること等の特殊な事情に鑑み、各関係者が以下の役割のもとに、協力・連携して取り組んでいくこととする。

1 県および大津市の役割

(1) 掘り起こし調査によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等の把握

PCB特措法に基づき、都道府県等は、PCB廃棄物の状況を把握する責務を有していることから、県市は、以下により、県内のPCB廃棄物の保管事業者等の実態把握に努めるものとする。

ア PCB廃棄物保管状況等届出をより確実にするための取り組み

PCB廃棄物の適正な処理の推進を図るためには、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やPCB廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、県市は事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めることとする。これらの取組においては、環境省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。

(2) 適正処理推進に向けた監視、指導等

PCB廃棄物が適正処理されるためには、PCB廃棄物の保管事業場での保管における安全性の確保、保管事業場から処理施設までの収集運搬における安全性の確保、また処理における安全性の確保が求められる。このため、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬および処理が確保されるよう、県市は、以下により監視・指導等に努めるものとする。

ア 保管事業者等に対する監視・指導等

PCB廃棄物の保管事業者に対しては、廃棄物処理法に基づき適正に保管するよう周知・啓発を行う。また、保管事業場に対して適宜立入調査を実施し、適正保管等に係る指導を行うとともに、処理の時期を確認し期限内の処理が行われるよう指導を行うものとする。PCB含有機器使用事業者に対しては、中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携してPCBを含有していない機器への早期転換を促すとともに、関係業界とも連携してPCB含有機器が

将来廃棄物となり処理が必要となることを踏まえ、期限内の処理が行われるよう必要な指導や周知啓発を行うものとする。

イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に定めるPCB廃棄物収集運搬基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等およびPCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要領（厚生労働省、平成17年2月）に基づき、収集運搬に万全を期すよう周知・啓発を行うとともに、状況に応じて適正な収集運搬が図られるよう必要な指導を行う。

また、拠点的広域処理施設までのPCB廃棄物の運搬に際しては、安全かつ適正に行われるよう、近畿ブロック広域処理部会や（仮称）西日本広域調整協議会において決定された事項、各関係府県市のPCB廃棄物処理計画に定める事項についても指導を行うものとする。

ウ 処理業者に対する監視・指導等

拠点的広域処理施設は、PCB廃棄物の広域的・計画的な処理をその設置目的としており、法定期限内の適正処理を確保するために不可欠な施設であることから、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置された「大阪PCB廃棄物処理事業監視部会」や北九州PCB処理施設に係る（仮称）西日本広域調整協議会へ参加する。またその際に必要な情報を収集するとともに、当該処理施設を運営管理するJESCOと連携を密にし、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保に努めるものとする。

(3) 計画的な処理および搬入を行うための調整

拠点的広域処理施設におけるPCB廃棄物の処理については、計画的な処理が確保されるよう関係する都道府県等およびJESCOが十分な協議、調整を行い、当該処理施設への計画的な搬入を確保することが必要である。

この協議および調整を行う枠組みとして、大阪PCB処理事業所における処理においては、近畿ブロック広域処理部会、北九州PCB処理事業所における処理においては、（仮称）西日本広域調整協議会を活用し、関係府県市およびJESCOがPCB廃棄物の処理の進捗状況等について情報共有することで、計画的な処理および安全が確保されるよう、十分な協議、調整を行うとともに、当計画に基づき、保管事業者等の指導に努めるものとする。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の優先した処理

保管事業者でもある県市は、計画的に自らのPCB廃棄物を処理し、PCB廃棄物の円滑な処理に向けて県内のPCB廃棄物保管事業者等に対して先導的役割を果たすとともに、必要に応じて処理にかかる情報について周知・提供していくよう努めるものとする。

(5) 関係機関との連携

拠点的広域処理施設におけるPCB廃棄物の処理の推進に当たっては、県市は、関係都府県市およびJESCOとの連携に加え、PCB廃棄物処理基本計画を所管する環境省とも、絶えず情報交換を行うなどして連携を密にし、期限内におけるPCB廃棄物の一日も早い適正な処理を目指すものとする。

また、拠点的広域処理施設の設置自治体がPCB廃棄物の処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識するとともに、地元地域の理解・協力を得るための取組を積極的に推進する等可能な限りの協力を行う。また、同設置自治体がPCB廃棄物の処理にかかる安全性の確保や早期処理等を推進するために必要な措置を講じる場合は、その施策に積極的に協力するとともに必要に応じて関係者への周知や指導等を行う。

(6) 県民、事業者等の理解を得るための取り組み

県市としては、広く県民およびPCB廃棄物保管事業者等関係者の理解を得ながら、その確実かつ早期で適正な処理を効率的に推進していく必要がある、このため、県市内におけるPCB廃棄物の保管事業者およびその保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状および安全性の確保に関する情報等について、以下により、積極的に公開・提供していくよう努めるものとする。

ア 県民に対する情報提供

県民に対しては、県市の広報を活用するほか、環境省、県市、JESCO等が作成したパンフレット等によりPCB廃棄物の処分に関する情報等について周知・啓発に努めるものとする。また、PCB廃棄物保管事業者およびその保管状況等に関する情報を県民の閲覧に供するものとする。

また、これらの情報については、必要に応じ県市のインターネットのホームページにも掲載し、広く県民に情報提供するよう努めるものとする。

イ PCB廃棄物保管事業者・関係業界団体等に対する情報提供

PCB廃棄物保管事業者、関係業界団体等に対しては、PCBの性状や安全性の確保に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、PCB廃棄物の適正な処理に関する情報およびPCB廃棄物処理基金に関する情報等について周知・提供していくよう努めるものとする。

(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

県は、中小企業者や零細事業者が保管しているPCB廃棄物の処理費用の負担軽減等を図るため、国等とともに造成しているPCB廃棄物処理基金に今後も継続して資金を拠出し、PCB廃棄物の適正処理に努めていくものとする。

2 市町の役割

市町は、県とともに、県民に対して、国および県が実施する施策・取り組みへの協力が得られるよう、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、早期処理完了にかかる理解を深めるよう努めるとともに、自らのPCB廃棄物についても計画的に処理するよう努めるものとする。

3 保管事業者等の役割

PCB廃棄物保管事業者は、関係法令を遵守するとともに、国、県および市町が実施するPCB廃棄物の適正処理に向けた施策・取り組みに協力し、早期処理完了に努めるとともに、自ら保管するPCB廃棄物に関する情報については、積極的に公開するよう努めるものとする。

なお、JESCOへPCB廃棄物の処分を委託する保管事業者は、拠点的広域処理施設が計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、県市の指導等に従うとともに、あらかじめ、JESCOと連絡調整を行い、JESCOの受入条件を満たした上で、同社の各PCB処理事業所に搬入を行うものとする。

また、PCB含有機器使用事業者は、PCB含有機器の使用状況について毎年度届出をするなど県市の取り組みに協力するものとする。併せて、PCBを含まない機器への早期転換を図るとともに、PCB含有機器が廃棄物になった場合には、PCB廃棄物保管事業者として適正な対応を図っていくものとする。

4 収集運搬を行う者の役割

PCB廃棄物の収集運搬を行う者は、関係法令を遵守し、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等、PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要領（厚生労働省、平成17年2月）、近畿ブロック広域処理部会や（仮称）西日本広域調整協議会において決定された事項および各関係府県市のPCB廃棄物処理計画に定める事項に基づき、収集運搬に万全を期すとともに、国、県市等が実施するPCB廃棄物の適正処理に向けた施策、取り組みに協力し、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理の確保を図るものとする。

5 その他関係者の役割

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に当たっては、PCBおよびPCB含有機器の製造事業者等の関係者は、県市等の施策・取り組みに連携・協力するものとする。

第5章 その他の重要な事項

1 ポリ塩化ビフェニル含有機器を使用している家電製品の処理

一般家庭で使用される家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラーおよび電子レンジについては、PCB含有機器を使用している可能性があるため、市町がこれら廃家電製品を処理するに際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、その取扱いに特に留意するものとする。

また、家電製品の製造者は、取り外したPCB含有機器を責任をもって保管し、PCB廃棄物として適正に処理するものとする。

2 緊急時の対応

県市は、PCB廃棄物を拠点的広域処理施設へ搬入するに当たり、搬入経路における事故の発生等緊急時における速やかな対応が執れるよう、近畿ブロック広域処理部会や（仮称）西日本広域調整協議会、JESCOと連携して、緊急時の対応および連絡体制等について整備するものとする。

3 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の見直し

本計画は、PCB廃棄物処理基本計画の見直しや、PCB廃棄物の処理状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。